

令和7年4月25日  
子ども・若者部保育課

「区内保育施設における虐待（不適切な保育）の発生と対応等区への取組み」に関する  
児童福祉審議会保育部会への報告結果について

## 1 主旨

令和6年3月から令和7年2月末までに区内保育施設において発生した虐待（不適切な保育）、これらに対する区への対応等について、児童福祉審議会保育部会への報告結果を報告する。

## 2 保育部会の委員及び開催日等

### (1) 保育部会委員

	氏名	所属等
部会長	天野 珠路	鶴見大学短期大学部教授
委員	丹羽 克裕	丹羽総合会計事務所会計士
委員	普光院 亜紀	保育園を考える親の会顧問

### (2) 開催日等

令和7年3月7日（金）18時から20時まで（※全委員参加）

## 3 報告内容

令和6年3月から令和7年2月末までの間に、1園において3件の虐待行為があり、指導を行った。また、不適切な保育については7園において7件の行為があったが、全てについて指導・助言し、改善を確認している。

	令和5年度	令和6年度
虐待行為	7件 (私立保育園4園7行為)	3件 (私立保育園1園3行為)
不適切な保育	11件 (私立保育園8園10行為、 認可外1園1行為)	7件 (区立保育園1園1行為、 私立保育園6園6行為)

※虐待及び不適切な保育の判断については、令和5年5月にこども家庭庁から発出された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、案件ごとに、子どもの状況、保育所等の職員の状況等を保育施設から聞き取り、総合的に区で判断した。

## (1) 虐待行為の概要

(令和7年3月7日現在)

事案の把握方法	保護者からの通報
施設	私立認可保育園
行為内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乱暴に手を引っ張り、立ち上がらせた</li> <li>2 後ろ髪を掴み、後ろにのけ反るくらいの強さで引っ張った。</li> <li>3 後方から首元を掴み強く引き寄せてその場に押し付けるように座らせ、またすぐに脇を抱え勢いよく立ち上がらせた。</li> </ol>
行為類型	身体的虐待 心理的虐待
経緯及び区、保育施設の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年5月13日に区へ保護者より、5月9日に担任保育士から子どもへの身体的虐待があったとの通報あり。</li> <li>2 区は同日、園を訪問し、事実確認と報告を求める。また、該当日及び午睡時以外も事故防止カメラを確認するよう要請する。</li> <li>3 5月14日園からの報告では、5月9日の事故防止カメラ映像に当該行為はなしと報告あり。</li> <li>4 園からの回答を受け保護者に報告を行った。</li> <li>5 5月27日、再度保護者から連絡を受け、法人に確認するよう連絡する。法人は5月30日に園、職員に再度ヒアリング。防犯カメラを確認したところ5月7日に髪を掴んでいる様子を確認と報告あり。</li> <li>6 6月10日、保育サポート訪問を実施。</li> <li>7 6月12日、特別指導検査を実施。</li> <li>8 6月18日、保育サポート訪問を実施（2回目）。</li> <li>9 6月25日、虐待行為を行った保育士が逮捕となる。同日に保育サポート訪問を実施（3回目）。</li> <li>10 7月31日、園を訪問し、保育計画等を確認。</li> <li>11 8月26日、法人より、特別指導検査を受け、改善報告書を提出。 ※改善策の具体的内容の確認を要する必要性があり、さらに、10月に新園長が着任したことに伴う園の運営状況の確認のため、10月24日に法人本部と園長のヒアリングを実施。改めて保育計画等の提出を求めたところ、1月10日に提出があり、内容の確認を行った。なお、2月20日の一般指導検査においても、改善報告書の内容も含めて確認した。</li> <li>12 当該保育園の園長が交代し、園運営の立て直しを図っている。以後、保育サポート訪問等で定期的に改善状況を引き続き確認している。</li> </ol>
その他	令和6年6月17日、7月4日、7月26日 子ども・若者施策推進特別委員会にて経緯等を報告

## (2) 不適切な保育事案

	具体的な事案
1	午睡明けに駄々をこねた園児に対し、持っていた午睡用タオルを無理に取り上げた。
2	おかわりをして食事を残した子どもに対し「なんで食べないの」と威圧的に完食を指導した。
3	子どもの名前を呼び捨てにしていた。
4	午睡中の落ち着きのない子どもの布団を無理に移動させた。
5	子どもの危険な行為を制止しようとした際に、子どもを手で突き飛ばした状況になった。
6	不適切な声かけ（「〇〇組になっちゃうよ」と年齢よりも小さなクラスになると言った。）
7	園児が保育士に対して、蹴ったり叩いたりした行動を諷めようとした際にほほに手を押し当てた。

## 4 保育部会で報告した区の実践

- (1) 令和5年度の午睡時間帯の死亡事故を受けて、午睡時の施設訪問を重点的に行い、あおむけ寝の徹底を確認するまで訪問を継続し改善を図った。また、認可外保育施設において訪問型研修を取り入れ、現場に講師が出向き保育実践を見守りながら、指導・助言及びカンファレンスを通して改善を図る実践を行った。外部研修に参加しにくい施設には効果的であることから次年度以降も継続して取り組む。
- (2) 公私立園長会や認証保育所・地域型保育事業等の連絡会において、苦情・相談の事例報告や不適切な保育の事例報告を行い、継続的に注意喚起し、意識啓発に努めたが、虐待（不適切な保育）の件数は減少しているものの根絶には至っていない。引き続きサポート訪問や研修の実施、事業者指導担当とも連携して、子どもの権利を中心とした保育の実践に向け、区が一丸となって取り組んでいく。
- (3) 認可保育施設・事業や認可外保育施設に対し、年に1回以上保育サポート訪問を実施し、保育の質向上に向けた指導・助言を行っている。課題がある園に対しては改善がされるまで訪問回数を増やし指導を繰り返し実施。改善後も、定期的に電話連絡を行い、継続されていることを確認している。全私立保育園等に対し、事務職員による定例訪問を実施。本取組みにより、園からは「困った時に相談しやすくなった」などの好意的な声が寄せられ、相談件数は前年度より増加している。虐待（不

適切な保育) 防止において、問題が小さなうちに共に考えていくことで解決につながるケースもあり、風通しの良い関係性の構築は必須である。今後も園に寄り添った対応を徹底し、担当制の強みを活かし取組みを継続する。

- (4) 私立認可保育園の元園長である保育運営支援専門員により、対応困難事例を有する園への継続的な訪問・助言や、経験の浅い園長を対象とした研修を継続的に実施している。課題解決に向け、円滑な園運営が実施できるよう事業の継続に努めていく。
- (5) 改訂版「世田谷区保育の質ガイドライン」では、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し「子ども自身が権利の主体であること」を明確にした。今後はこのガイドラインを研修や保育サポート訪問を通じて子どもに関わる全ての施設・機関・事業等に周知、啓発していく。
- (6) 保育施設での虐待(不適切な保育)や重大な事故につながりかねない行為などをいち早く把握し早期に対応するため、電子申請・電話・FAX・メール・郵送等での通報を受け付けている。区ホームページや園長会・事務連絡会での周知、職員向けの虐待(不適切な保育)等を発見した際のフローチャートの園内掲示の徹底、保育の質ガイドラインへの記載等により、引き続き通報窓口の周知に努める。

## 5 保育部会委員からの意見と区への対応

### (1) 虐待行為について

#### ① 委員意見の概要

最初に保護者より通報があった後、園への介入が足りていないのではないかと子ども達はずっと被害を受け続けている可能性があるため、疑いがある場合は、はっきりした確証がなくとも、子どもの安全が第一になるような対応の必要がある。

#### ② 区への対応について

最初の対応後、法人と園に保護者からの通報の件を幾度となく問い合わせ等を行っていたが、事案後は子どもの安全を第一として、疑義のある時は保育園と共に保育実践や事故防止カメラの確認を、共に行っていくようにしている。

### (2) 不適切な保育の判断について

#### ① 委員意見の概要

事案7の「ほほに手を押し当てた」は、虐待か不適切な保育か区でどのような議論があったのか。また、保育士同士で行為について十分な話し合いをすることが重要である。その過程を経て、子どもの権利を保障する保育につなげていく必要がある。

## ② 区の対応について

区は、ビデオカメラの確認とともに園長や職員への詳細なヒアリングを実施し、慎重に事実の確認を行った。その後、国のガイドラインに則り区で検証・議論した結果、本事案は、叩かれると痛いことを伝えるために保育士が叩く真似をしてほかに手を押し当てたこと、発生後適切な対応を行っていること、恒常的ではなかったこと等の状況を踏まえ、虐待ではなく不適切な保育として区は判断した。区のヒアリングやサポート訪問において、施設で話し合いをしている事実を確認し、区も園と一緒に振り返りを行った。その後、改善状況についても確認している。今後も、事案後にどのように園で振り返りを行ったのか、また改善策の実践がなされているか園と共に確認をし、子どもの権利を中心とした保育に繋げていく。

## (3) 不適切な保育とすることによる影響について

### ① 委員意見の概要

事案6のような事例は、施設長の判断にもよるが、他にも保育施設から報告書が提出されていない事案があるのではと考える。何が良くないかを施設内の保育士が話し合い、気づくことが一番良い。

### ② 区の対応について

子どもにとって最も良いことを園の中で考え、このことはどうだろうと、職員同士が議論し、気づきの感度を高く持つことが重要である。

令和7年3月に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」では、子どもの権利を中心とした保育が実践できるよう策定している。このガイドラインを基に、施設内で子どものことや保育について話し合い、考え合う機会を持つことを伝えていく。

## (4) 不適切な保育の件数について

### ① 委員意見の概要

不適切な保育の件数が減少しているのは、区の努力の効果があるのではと考える。

### ② 区の対応

虐待（不適切な保育）の根絶を目指し、保育部会に報告した区の実践を継続していく。